

令和5年度における条例の目的を達成するための施策について

1 概 要

本市では、「大垣市公契約条例」の基本理念である公正性、透明性及び競争性の確保と公契約の適正な履行、地域経済の健全な発展を図るとともに、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年4月施行）」及び「発注関係事務の運用に関する指針（平成27年4月本格実施）」を踏まえ、中長期的な人材確保及び建設業界離れの防止につなげるため、令和5年度においても入札制度の見直しを行っています。

また、公契約条例の施行を背景に、市内事業者の一層の積極的な活用を目指し、建設工事の施行業者の育成及び公契約履行における高い品質確保を図るため、平成29年度から前年度優良建設工事に係る優良建設業者及び優秀技術者を表彰しています。

2 令和5年度における入札制度の見直しについて

(1) 趣 旨

本市では、管工事、水道施設工事及び解体工事で、低価格による入札が多発していたため、令和4年4月から「その他工事」における総合評価落札方式及び最低制限価格制度の対象金額の見直しを行い、ダンピング対策の強化を図ってきました。

この対象金額は、特定建設業許可が必要な金額を根拠としていましたが、令和5年1月1日付けで建設業法施行令の一部改正が行われ、同許可の金額が引き上げられたため、本市における総合評価落札方式及び最低制限価格制度の対象金額についても見直しを行いました。

(2) 総合評価落札方式の対象金額の見直し

特定建設業許可の必要な金額要件が4,000万円以上から4,500万円以上に引き上げられたことに伴い、「その他工事」の総合評価落札方式の対象金額もあわせて4,500万円以上に引き上げました。

区分	令和4年度	令和5年度
土木一式工事 建築一式工事	原則2,000万円以上	変更なし
その他工事	原則4,000万円以上	原則4,500万円以上

(3) 最低制限価格制度の対象金額の見直し

総合評価落札方式の対象金額の見直しに伴い、最低制限価格制度の上限額を4,500万円未満に引き上げました。

また、国では、令和6年度までに、予定価格130万円以上の工事及び予定価格50万円以上の工事にかかる業務委託に対し、最低制限価格制度または低入札価格調査制度を適用することを目標としており、本市では段階的に対応してきましたが、今回の見直しにあわせて、最低制限価格制度の下限額を国の目標額と同額に見直しました。

区分	令和4年度	令和5年度
工 事	250万円以上4,000万円未満	130万円以上4,500万円未満
業 務 委 託	250万円以上	50万円以上

(4) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度における算出基礎の見直し

国及び県が、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度における調査基準価格及び失格判断基準の算出基礎となる額を引き上げたため、本市においても、見直しを行い、ダンピング対策のさらなる強化を図っております。

① 調査基準価格の見直し内容

区分	令和4年度	令和5年度
調査基準価格の「機器費」	機器費× <u>90.7%</u>	機器費× <u>92%</u>

<参考/改定後の調査基準価格の算出方法>

土木一式、とび・土工・コンクリート（解体工事除く）、塗装、舗装、造園、鋼構造、しゅんせつ、さく井、水道施設	1 直接工事費×97% 2 共通仮設費×90% 3 現場管理費×90% 4 一般管理費×68% ※ 1から4の合計額×1.1
建築一式、営繕工事の「電気・電気通信」、管、とび・土工・コンクリート（解体工事）	1 直接工事費×9/10×97% 2 共通仮設費×90% 3 (直接工事費×1/10+現場管理費)×90% 4 一般管理費×68% ※ 1から4の合計額×1.1
営繕工事以外の「電気・電気通信」、機械器具設置	1 機器費 ×92% 2 直接工事費×97% 3 共通仮設費×90% 4 現場管理費×90% 5 一般管理費×68% ※ 1から5の合計額×1.1

※ ただし、予定価格の7.5/10～9.2/10の範囲内

② 失格判断基準の見直し内容

区分	令和4年度	令和5年度
失格判断基準の「機器費」	機器費× <u>82%</u>	機器費× <u>84%</u>
失格判断基準の「一般管理費」	一般管理費× <u>20%</u>	一般管理費× <u>40%</u>

<参考/改定後の失格判断基準の算出方法>

土木一式、とび・土工・コンクリート（解体工事除く）、塗装、舗装、造園、鋼構造、しゅんせつ、さく井、水道施設	1 直接工事費×97% 2 共通仮設費×90% 3 現場管理費×90% 4 一般管理費× <u>40%</u> ※ 1から4の合計額×1.1
建築一式、営繕工事の「電気・電気通信」、管、とび・土工・コンクリート（解体工事）	1 直接工事費×9/10×97% 2 共通仮設費×90% 3 (直接工事費×1/10+現場管理費)×90% 4 一般管理費× <u>40%</u> ※ 1から4の合計額×1.1
営繕工事以外の「電気・電気通信」、機械器具 設置	1 機器費 × <u>84%</u> 2 直接工事費×97% 3 共通仮設費×90% 4 現場管理費×90% 5 一般管理費× <u>40%</u> ※ 1から5の合計額×1.1

※ ただし、予定価格の7.5/10～9.2/10の範囲内

3 一般競争入札の公募条件となる総合点数について

(1) 客観点数と主観点数

一般競争入札では、公募条件に客観点数と主観点数との合計である総合点数を設定しております。客観点数と主観点数とは次のとおりとなります。

区分	内容
客観点数	国及び県から通知される経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の総合評点値で、企業規模や経営状況を第三者機関が点数化しており、企業規模が大きいほど高くなります。
主観点数	発注者が定める評価項目ごとの点数の合計で、中小企業であっても、優良であればプラスとなり、企業規模の差を埋めることとなります。 本市では、市内本店・支店・営業所で、「大垣市入札参加資格者名簿」に登録されている業者を対象に、主観点数の項目を次ページのとおり定めています。

(2) 主観点数の項目

① 申請に基づき審査する項目

評価項目	評価基準
1) ISO認証取得	ISO9000、または14001を認証取得していれば加点(基準日:前年12月31日)
2) 環境配慮状況	自然工法管理士またはグリーンドクター(樹木医を含む)を雇用している場合は1人につき加点(基準日:前年12月31日)
3) 障がい者雇用状況	「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障がい者の雇用義務を達成し、同法第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告をしている市内業者及び同法に基づく報告義務はないが、身体障がい者、知的障がい者または精神障がい者である常勤の役員または使用人が在籍していれば加点(基準日:前年6月1日)
4) 少子化対策	「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届け出している場合、または「岐阜県子育て支援企業登録制度」に登録していれば加点(基準日:前年12月31日)
5) ボランティア活動への参加	前年の1月1日から12月31日までの間で、大垣市内において道路清掃や河川清掃等のボランティアに参加するなど、企業として定期的に地域社会への貢献度が高い活動を行った場合は加点
6) 若年労働者及び女性技術者の雇用状況	40歳未満の技術職員を正規雇用している、または女性技術職員を正規雇用している場合は1人につき加点(基準日:前年12月31日)
7) 市内居住者の雇用状況	市内に居住し、正規雇用している従業員1人につき加点(基準日:前年12月31日)
8) 消防団協力活動に従事する者の雇用状況	大垣市消防団に所属する消防団員である常勤の役員または使用人が在籍している事業者を対象に、消防団員1人につき加点(基準日:前年12月31日)
9) 優秀技術者表彰の実績	過去1年以内に大垣市より優秀技術者として表彰された者を雇用している場合は1人につき加点(基準日:前年12月31日)

② 実績に基づき評価する項目（申請の有無に関わらず評価を実施）

評価項目	評価基準
1) 災害時応援協力状況	本市と災害協定を締結している場合は加点（基準日：前年12月31日）
2) 除雪等活動状況	前年の1月1日から12月31日までの間で、大垣市管理道路の除排雪業務委託契約を締結した市内業者の場合は、除雪、凍結防止剤散布についてそれぞれ加点
3) 工事成績	前々年の1月1日から前年の12月31日までに完成検査に合格した大垣市が発注した工事において、「大垣市建設工事成績評定要綱」に基づく工事成績平均点について加減点
4) 入札参加資格停止	前年の1月1日から12月31日までの間に、大垣市から入札参加資格停止措置を受けた場合は、停止期間に応じて減点
5) 優良建設工事表彰の実績	過去1年以内に大垣市より優良建設工事表彰を受けた優良建設事業者に加点（基準日：前年12月31日）

(3) 本市のこれまでの経過

一般競争入札の導入当初である平成18年度は、客観点数のみで判断し、県の建設工事発注基準を基に設定しておりました。平成24年度からは、市独自の加算点数を導入した主観点数を加えた総合点数に設定を変更いたしました。なお、公募条件の総合点数は毎年変更せず、加算項目や各項目の加算点の変更、工事成績評定点の改定等に伴い、公募条件を変えることとしております。

4 大垣市発注の週休2日制確保モデル工事の試行状況について

本市では、令和2年4月1日から、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づく建設業における担い手の確保を図るための取り組みとして、工事現場における週休2日制を確保するモデル工事を試行してきました。実施件数は、令和2年度、3年度がともに1件、令和4年度は6件、令和5年度は約40件となっております。

なお、国土交通省は、令和6年4月から、建設業にも罰則付きの時間外労働の上限規制を適用することに加え、週休2日対象の公共工事を拡大することで建設業界の週休2日制を推進していくと発表しており、若年層に魅力的な職業であると目に見える形で示すための取り組みが進められています。

5 令和5年度「大垣市優良建設工事表彰式」の実施について

(1) 日 時

令和5年6月30日（金）11:00～11:30

(2) 場 所

大垣市役所8階・大会議室

(3) 被表彰者（令和4年度優良建設工事に係る優良建設業者及び優秀技術者）

① 土木・建築工事部門

No.	優良建設工事	優良建設業者	優秀技術者
1	(補) 橋梁耐震補強・補修（源氏大橋左岸取付高架橋）工事	岐建(株)	主任技術者 川瀬 安 秋
2	大垣競輪場選手管理棟改築（建築主体）工事	TSUCHIYA(株)	該当者なし
3	(補) 河間中野3号線ほか道路改良工事	TSUCHIYA(株)	監理技術者 近藤 拓 也
4	(補) 興文小学校グラウンド改修工事	TSUCHIYA(株)	主任技術者 長屋 洋 一
5	(補) 河間中野3号線ほか道路改良（舗装）工事	TSUCHIYA(株)	主任技術者 藤井 義 隆
6	(補) 静里第3号幹線水路改良工事	三建産業(株)	主任技術者 服部 竜 司

② その他の工事部門

No.	優良建設工事	優良建設業者	優秀技術者
1	墨俣さくら会館空調設備改修（空調）工事	(株)丹羽住設	主任技術者 丹羽 敏 仁
2	大垣消防組合北消防署建設（電気）工事	(株)トクデン	主任技術者 廣瀬 直 美
3	大垣競輪場選手管理棟改築（衛生）工事	松井工業(株)	監理技術者 棚橋 範 昭
4	大垣消防組合北消防署建設（衛生）工事	加納水道設備(株)	監理技術者 加納 浩 二
5	上面排水機場電気設備更新工事	(株)弘光舎	主任技術者 川瀬 広 一

優良建設工事表彰制度の概要

1 表彰の種類

表彰は、次の工事区分に応じて、当該表彰部門ごとに行います。

表彰部門	工事区分
土木・建築工事部門	土木一式工事、建築一式工事、舗装工事
その他の工事部門	電気工事、管工事、水道工事、その他の工事

2 表彰の対象

(1) 優良建設業者

優良建設業者は、優良建設工事を完成させた施工者（建設共同企業体の場合、その構成員のうち市内建設業者に限る。）とします。

(2) 優秀技術者

優秀技術者は、優良建設工事の着工から完成までの全期間を担当した優良建設業者の主任技術者または監理技術者で、表彰の日まで優良建設業者と継続して雇用の関係にある者とします。

<参考：優良建設工事>

優良建設工事は、市内に本店もしくは支店を置く建設業者（市内建設業者）、または、市内建設業者を構成員とする建設共同企業体が施工し、表彰を行う年度の前年度（表彰対象年度）に完成した建設工事のうち、次のいずれにも該当するものとします。

- ① 契約金額が500万円以上の建設工事（単に機能を維持するための工事、解体、浚渫、点検等の工事を除く。）
- ② 大垣市建設工事成績評定要綱（平成18年告示第169号）に基づく評定点が80点以上のもので、各表彰部門の上位5位以内の順位にあるもの

3 失格事項

(1) 優良建設業者

次のいずれかに該当する者（建設共同企業体の場合は構成員）は、優良建設業者の表彰の対象から除外します。

- ① 建設工事の完成実績が、表彰対象年度で1件の者。ただし、表彰対象年度の前年度に1件以上の工事完成実績がある者を除く
- ② 表彰対象年度及びその前年度において、評定点が65点未満の建設工事を施行した者
- ③ 表彰対象年度の前年度の初日から表彰日までの間に、大垣市入札参加資格停止等の措置要領（平成11年4月1日制定）に基づく入札参加資格停止の措置を受けた者
- ④ 表彰対象年度の前年度の初日から表彰日までの間に、大垣市が行う契約及び交付する補助金等から暴力団排除に関する措置要綱（平成23年1月4日制定）に基づく暴力団排除措置を受けた者
- ⑤ 倒産や廃業等をした者

(2) 優秀技術者

優良建設工事の着工の日から表彰の日までの間に、社会通念上信用を失墜する行為を行ったことが明らかとなった者は、優秀技術者の表彰の対象から除外します。

4 審査、決定、表彰及び公表

(1) 審査及び決定

優良建設工事を選考し、表彰の対象者を選定するため、「大垣市優良建設工事審査委員会（委員長：副市長、委員：総務部長、建設部長、水道部長、都市計画部長）」を設置しました。

また、市長は、優良建設工事審査委員会における審査結果に基づき、優良建設工事を決定し、優良建設業者及び優秀技術者について、表彰の可否を決定しました。

(2) 表彰及び公表

表彰は、表彰状を授与（建設共同企業体は、各構成員に表彰状を授与）して行うこととし、表彰の結果は、市ホームページに掲載します。

5 受賞の効力

(1) 総合評価方式競争入札への反映

大垣市建設工事総合評価方式競争入札要綱（平成19年11月29日制定）に基づき、平成20年度から、価格だけでなく、建設業者の施工能力等の技術力に関する評価を行い、これらを総合的に考慮し落札者を決定する総合評価方式競争入札を実施しています。この総合評価方式競争入札における評価項目に、表彰実績を位置付けます。

(2) 主観的事項審査への反映

大垣市競争入札資格審査（建設工事）に係る主観的事項審査要領（平成24年1月1日制定）に基づき、平成24年度から、入札参加資格者の適正性及び透明性を確保するため、市内の本・支店業者を対象として、各業者の主観的事項審査（主観点数）を導入し、経営事項審査総合評点値（客観点数）に加え、主観的事項審査（主観点数）の合計（総合点数）により、入札参加資格者の順位付けを行っています。この主観的事項審査（主観点数）の評価項目に、表彰実績を位置付けます。